

三重県アピランスケア協力理容所・美容所登録制度要領

(目的)

第1条 この要領は、がん治療による脱毛をケアするためにウィッグを利用する患者が、ウィッグのカットやケアについて、必要なサービス等を受けられるよう、ウィッグのカット等の対応を行い、県と協力してアピランスケアに取り組む理容所及び美容所（以下「理美容室」という。）を登録し、登録した理容所及び美容所（以下「協力理美容室」という。）の情報をとりまとめ、県ホームページに掲載し、県内のアピランスケアに関する体制の充実を図ることを目的とする。

(登録要件)

第2条 次の要件を満たす理美容室を登録の対象とする。

- (1) 次のいずれかの要件に該当する三重県内の理美容室であること。
 - ア ウィッグやケア用品（シャンプー等）の販売を行っている
 - イ ウィッグのメンテナンスを行っている
(例：ウィッグのカット、サイズ調整及びシャンプー等)
 - ウ 抗がん剤治療中・治療後のケアが可能
(例：抗がん剤治療中の脱毛時や再発毛時のヘアカット等)
- (2) 県が案内する、アピランスケアやがん患者への対応についての理解を促進する動画を、店舗でがん患者の対応を行う者が受講していること。

(申込)

第3条 登録を希望する理美容室の開設者は、以下に定める事項を電子申請等により、県に提出するものとする。

- (1) 店名
- (2) 開設者名
- (3) 自店舗の開設形態
- (4) 店舗の住所
- (5) 電話番号
- (6) メールアドレス
- (7) 動画受講の有無
- (8) 前条（1）のうち該当する要件
- (9) 実施しているがん患者向けのサービスの内容
- (10) 自店舗のホームページ等のURL
- (11) その他県が必要と認める事項

(登録)

第4条 県は、前条の申込に係る審査等を行い、第2条に規定する要件を満たすと認められる場合には、当該理美容室を協力理美容室として登録し、申込事項のうちがん患者に必要と認められる情報を県のホームページに掲載する。

2 登録の有効期間は当該年度の末日までとし、協力理美容室から辞退の申し出がない限り、引き続き一年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(登録の変更及び辞退)

第5条 協力理美容室が登録を辞退または登録内容を変更する場合は、電子申請等により、県にその旨を申し出るものとする。

(登録の取消)

第6条 県は、協力理美容室がこの要領の目的等に照らして、適切な取組を行っていない等と認められる場合は、登録の取消または登録内容の変更をすることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は三重県医療保健部医療政策課長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年3月3日から施行する。